



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

今月のNEWS(全般)

NEWS1. 年金 今後の法改正情報

NEWS2. 書籍の紹介

NEWS3. 税制改正(贈与税)

NEWS1. 年金 今後の法改正情報

平成24年成立の「年金機能強化法」ですが、今後施行が予定されている重要な法改正は以下の5点です。

1. 受給資格期間の短縮

老齢基礎年金の受給資格期間が25年から10年に短縮されます。納付した保険料に応じた給付と将来の無年金者の抑制が狙いです。この10年には厚生年金、共済年金の加入期間や免除、猶予を受けていた期間も含まれます。

2. 被用者年金制度の一元化

公務員や私学教職員の方の共済年金制度が廃止となり厚生年金に統一されます。

3. 年金生活者支援給付

①家族全員が住民税非課税、②年金を含む所得が基礎年金の満額以下の方、には年金とは別に現金を支給する制度です。

4. 若年者納付猶予制度の対象者拡大

30歳未満が対象の若年者納付猶予を50歳未満へ拡大されます。納付猶予の制度は、将来の老齢基礎年金の給付額には反映されませんが、今後10年になる受給資格期間には反映されます。

5. 短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用の拡大

①週20時間以上 ②月額賃金8.8万円以上 ③勤務期間1年以上のパート・アルバイトの方が対象で、厚生年金・健康保険に加入しやすくなります。

1.~3.は2017年 4.5.は2018年施行予定です。

NEWS2. (書籍の紹介)

図解ピケティ入門 21枚の図で「21世紀の資本」は読める 高橋洋一

(内容紹介)

『21世紀の資本』主席訳者 山形浩生氏推薦!「やっと出た、『21世紀の資本』のまともな解説本!」728ページにもおよぶ、歴史的な大作『21世紀の資本』。

ただ、本当に重要な21枚の図がわかれば、効率的かつ的確に読み解くことができる!

あの高橋洋一が解説する『21世紀の資本』とは?

いったい『21世紀の資本』のどこを読み、何を読み取ればいいのか、わかる!

話題のピケティ氏の書籍ですが、そのボリュームから私をはじめ読むのを諦めていた方むけに。



情報会員募集中 会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。

お申し込み・ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

※お問合せ先: 朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 内藤・神山 052-571-5480

西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850

Question

相続税対策で贈与を行うことを考えています。何か注意することはありますか。

Answer

贈与を受けた個人は、次のような場合において贈与税の申告をする必要があります。

- ・相続時精算課税を選択した時
 - ・相続時精算課税を選択せずに、110万円を超える贈与を受けた時(暦年課税)
- この2通りのどちらが有利かをよく考えて贈与をしなければなりません。



【解説】

平成27年1月1日以降の贈与税は、改正されています。今回は、税制改正後の解説になります。解説中の年齢は全て、贈与をした年の1月1日の年齢になります。

1 相続時精算課税

相続時精算課税を適用するには条件があります。

60歳以上の贈与者が、20歳以上の贈与者の推定相続人及び孫に贈与をした時に限られます。

贈与により3,000万円の財産を取得し、初めて相続時精算課税を適用する時の税額
 $3,000万円 - 2,500万円(特別控除額) = 500万円(特別控除後の課税価格)$
 $500万円 \times 20\% = 100万円(税額)$

このように相続時精算課税を適用した場合は、2,500万円の特別控除額を控除し20%を乗じて税額を計算します。注意として、その選択に係る贈与者から贈与により取得する財産については、その選択をした年分以降、全て相続時精算課税が適用され、暦年課税に変更することはできません。2回目以降は、2,500万円から既に使用した額を控除した残額が特別控除額になります。相続時は、相続時精算課税を適用した贈与財産の価額を加算して相続税を計算し、既に支払った贈与税相当額を相続税額から控除することになります。

2 暦年課税

相続時精算課税を選択しない時は、暦年課税になります。

直系尊属(父母や祖父母など)からの贈与により財産を取得した20歳以上の受贈者については、特例税率を適用して税額を計算します。

贈与により特例贈与財産を500万円取得した場合の税額
 $600万円 - 110万円(基礎控除額) = 490万円(基礎控除後の課税価格)$
 $490万円 \times 20\% - 30万円 = 68万円(税額)$

贈与により特例税率のない一般贈与財産を500万円取得した場合の税額
 $600万円 - 110万円(基礎控除額) = 490万円(基礎控除後の課税価格)$
 $490万円 \times 30\% - 65万円 = 82万円(税額)$

税率は、基礎控除後の課税価格により変わりますが、特例税率の適用のある贈与は、一般贈与に比べて有利になることがあります。

但し、被相続人から相続開始前3年以内に贈与を受けた財産があるときは、例外を除き相続財産に贈与財産を加算することになりますので、注意が必要です。

この2通りのどちらが有利かをよく考えて贈与を行いましょう。

根拠条文等

国税庁 平成27年1月1日施行 相続税及び贈与税の税制改正のあらまし

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 内藤・神山 052-571-5480
 西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850